

消防設備点検業務委託（小学校②） 仕様書

1 目的

市が所有する施設の消防設備について、消防設備士又は消防設備点検資格者による確実な点検業務を行い、機能の万全を期することを目的とする。

2 対象施設

この業務における点検対象施設は次のとおりとする。

番号	施設名	郵便番号	住所	電話番号
1	小谷小学校	529-0304	長浜市小谷丁野町 524 番地	78-0036
2	速水小学校	529-0341	長浜市湖北町速水 2561 番地 1	78-0018
3	朝日小学校	529-0354	長浜市湖北町山本 1125 番地	79-0002
4	富永小学校	529-0212	長浜市高月町井口 160 番地	85-2080
5	高月小学校	529-0241	長浜市高月町高月 738 番地	85-2002
6	古保利小学校	529-0265	長浜市高月町西柳野 38 番地	85-4466
7	七郷小学校	529-0205	長浜市高月町唐川 248 番地	85-2145
8	高時小学校	529-0411	長浜市木之本町石道 1079 番地 1	82-2242
9	木之本小学校	529-0425	長浜市木之本町木之本 685 番地 1	82-2354
10	伊香具小学校	529-0431	長浜市木之本町大音 1114 番地	82-2209
11	塩津小学校	529-0704	長浜市西浅井町塩津中 41 番地	88-0013
12	永原小学校	529-0721	長浜市西浅井町大浦 167 番地	89-0004
13	余呉小中学校	529-0515	長浜市余呉町中之郷 777 番地	86-2300

3 対象設備

この契約において消防用設備とは次のものとする。

- ① 自動火災報知設備（音声連動共）
- ② 防排煙制御設備
- ③ ガス漏れ火災警報設備
- ④ 非常放送（警報）設備
- ⑤ 誘導灯及び誘導標識
- ⑥ 避難器具
- ⑦ 屋内消火栓設備
- ⑧ 消火器具
- ⑨ 火災通報装置
- ⑩ 消防法施行規則第 31 条の 6 の規定により報告しなければならない対象設備

4 委託期間

契約期間は、契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

5 点検業務

点検業務は次に掲げるところにより、総合点検（機器点検含む）を 1 回、機器点検を 1 回行うこと。総合点検と機器点検の実施時期は、少なくとも 6 ヶ月程度空けて実施すること。

（各対象施設の機器数量等は別紙「数量表（小学校②）」のとおり）

- ① 消防用設備等の破損、変形有無、その他主として外観的事項に関する点検。
- ② 消防用設備等の作動試験、性能試験、その他主として機能的事項に関する点検。
- ③ その他、関係法令が定める点検。
- ④ 法律違反の設備を発見したときは、その都度、教育委員会に連絡すること。
- ⑤ 点検にあたっては、必ず防火管理者又はこれに代わる責任者の立会いのもと実施すること。
- ⑥ 設備点検業務の実施に必要な機械器具、消耗品等はすべて受託者の負担とする。
- ⑦ 点検業務の実施日については、各施設の担当者と協議のうえ決定すること。
- ⑧ 設備点検業務終了後、常に環境の美化を心がけ後始末をおこなわなければならない。

6 損害の補償及び免責事項

(1) 補償事項

受注者の責任において発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)は、受注者が補償すること。

(2) 免責事項

- ① 市の瑕疵によるもの
- ② 受注者の責に負わないもの
- ③ 天変地異その他不可抗力によるもの

7 その他

- ① 上記の「4 委託期間」に記載の期間内に点検業務の完了及び報告書の提出を行うこと。
- ② 点検の結果、修理が必要な箇所があった場合は、教育委員会に故障等の位置、内容及び修繕等に要する費用の見込み額を記載した見積書等を提出のうえ助言を行うこと。ただし、簡易な油脂等の給油、計測器の校正は点検に併せて行うこと。
また、点検完了後、契約期間中に不具合が発生した箇所についても、同様に対応すること。
(不具合箇所の確認対応にかかる費用は、契約期間中である場合、入札金額内で実施すること。)
- ③ 不具合箇所については、対象設備と関連する機器も含めて総合的に調査し、可能な限り原因を特定した上で報告を行うこと。
- ④ 消防法施行規則第31条の6に規定する点検結果は、消防署長もしくは分署長に提出できるよう報告書を施設ごとに作成し、下記必要部数を速やかに教育委員会に提出すること。
(総合点検報告書2部、機器点検報告書2部)
- ⑤ 設備点検中の写真を撮影し、報告書とあわせて提出すること。
- ⑥ 各設備の数量を一覧表にまとめて、報告書とあわせて提出すること。
- ⑦ 業務の実施で知り得た情報について、これを他に漏らしてはならない。
- ⑧ 消防用設備等の修繕後は、当該箇所の写真と作業報告書を提出すること。(写真に金銭は支払わない)
- ⑨ 消防用設備等点検結果報告書等の成果物の作成にあたっては、発注者の指示に従い、必要な情報(立会者名・防火管理者名等も含む)をすべて記載すること。(点検結果報告書の届出者欄に、住所:長浜市八幡東町632番地、氏名:長浜市教育委員会、電話番号:0749-65-8603と記載すること。)
- ⑩ その他、当該点検業務に附帯する業務について、遅滞なく対応すること。